

「児童虐待の防止等に関する政策評価」の結果に基づく勧告 に伴う政策への反映状況（回答）の概要（ポイント）

【勧告先】 文部科学省、厚生労働省

【勧告日】 平成24年1月20日 【回答日】 文部科学省：平成24年9月4日 厚生労働省：平成24年9月3日

1 調査概要

児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）等に基づき実施されている児童虐待の防止等に関する政策について、関係府省の各種施策・事業が総体としてどのような効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を実施

①児童虐待相談対応件数は増加の一途であること、②虐待死亡児童数は減少していないこと、③「発生予防」、「早期発見」、「早期対応から保護・支援」、「関係機関の連携」の各施策における効果の発現状況をみても、「早期対応から保護・支援」については一定の効果がみられるものの、残りの施策についてはいずれも不十分なものとなっていることから、政策全体としての効果の発現は不十分であり、下記①～③等について勧告

この勧告に対し、関係省がどのように政策へ反映させたか、その結果を公表するもの

2 主な勧告事項及び関係省が講じた政策への反映状況

① 児童虐待の発生予防

勧告要旨（文部科学省、厚生労働省）

- i) 乳児家庭全戸訪問事業等を実施していない市町村等がみられる原因を分析した上で、必要な改善措置を講ずること。（厚）
- ii) 児童虐待の発生予防について、更なる効果的な取組を検討すること。（文、厚）

回答

- i) 乳児家庭全戸訪問事業等が未実施の原因を分析中であり、結果を踏まえ必要な措置を講ずる予定。なお、同事業を未実施の管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し実施を働きかけるよう、都道府県等に対し要請（厚）
- ii) 児童虐待の発生予防にも資する家庭教育支援の方策を示す報告書（平成24年3月）を踏まえ、更なる効果的な取組を検討予定（文）
妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る連携体制の整備状況等を調査中であり、結果も踏まえつつ、発生予防に係る更なる取組を検討予定（厚）

② 児童虐待の早期発見

勧告要旨（文部科学省、厚生労働省）

- i) 市町村に対し、保育所における速やかな通告を徹底するよう要請すること。（厚）
- ii) 速やかな通告を要請する通知（平成22年8月発出）を踏まえた小・中学校における通告の実施状況を把握し、その結果、速やかな通告の徹底が必要な場合には、その原因を分析した上で、徹底方策を検討すること。（文）

回答

- i) 保育所における速やかな通告の徹底について、管内市町村及び保育関係者へ周知するよう、都道府県等に対し要請（厚）
- ii) 小・中学校における速やかな通告について、一層の周知徹底を図るよう、都道府県教育委員会等に対し要請するとともに、通告の際の留意事項を提示
また、小・中学校における児童虐待の通告の実施状況の調査結果を取りまとめ中であり、その結果、速やかな通告の徹底が必要な場合には、その方策を検討予定（文）

③ 関係機関の連携

勧告要旨（厚生労働省）

要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議及び実務者会議の機能が適切に発揮されるような運営方策を検討し、市町村に対し、個別ケース検討会議及び実務者会議の活性化を図るよう要請すること。（厚）

回答

管内市町村における好事例を収集し情報提供するなどして、両会議の活性化を図ることを管内市町村に対し要請するよう、都道府県等に対し要請。また、要保護児童対策地域協議会を積極的に活用している市町村における効果的運用方法や工夫点等の調査結果を取りまとめているところ（厚）

児童虐待の防止等に関する政策評価結果に基づく勧告に伴う政策への反映状況（回答）

テーマ名	児童虐待の防止等に関する政策評価結果（総合性確保評価）（平成 24 年 1 月 20 日勧告）
関係行政機関	文部科学省（回答日：平成 24 年 9 月 4 日） 厚生労働省（回答日：平成 24 年 9 月 3 日）
評価結果の概要	
<p>○ 評価の観点 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）等に基づき、総合的に推進することが求められている児童虐待の防止等に関する政策について、関係行政機関の各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価</p> <p>○ 評価の結果 児童虐待の防止等に関する政策については、</p> <p>① 児童虐待相談対応件数（以下「虐待対応件数」という。）は増加の一途であること ② 児童虐待による死亡児童数は、年間おおむね 50 人ないし 60 人前後（虐待死）で推移し、減少していないこと ③ 当省の調査結果において、児童虐待の i）発生予防、ii）早期発見、iii）早期対応から保護・支援及び iv）関係機関の連携の各施策における効果の発現状況をみると、iii）早期対応から保護・支援については一定の効果がみられたものの、残りの施策についてはいずれも不十分なものとなっていること</p> <p>から、政策全体としての効果の発現は不十分であると考えられ、以下のような問題・課題の解消が必要となっている。</p> <p>(1) 児童虐待の発生予防に係る取組状況 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業は、3 歳未満の児童の虐待防止に効果が認められるが、両事業を未実施の市町村や、乳児家庭全戸訪問事業の訪問率が低調な市町村がみられた。また、両事業は 3 歳以上の児童の虐待防止には効果が乏しく、両事業のみでは、虐待対応件数の大幅な減少は見込めない。 当省の政策評価の途上で、厚生労働省は、平成 23 年 7 月、妊娠・出産・育児期における保健・医療・福祉の連携体制の整備や妊娠等に関する相談窓口の整備等を要請する通知を都道府県、政令指定都市、中核市、保健所設置市及び特別区に発出している。</p> <p>(2) 児童虐待の早期発見に係る取組状況 ア 関係機関における早期発見に係る取組 調査した保育所及び小・中学校において、児童虐待のおそれを認識したが通告するかどうか判断に迷った結果通告しなかった事例や、児童虐待のおそれを認識してから通告までに長期間（1 か月以上）を要している事例がみられた。 当省の政策評価の途上で、文部科学省は、平成 22 年 8 月、都道府県教育委員会等に対し、児童虐待のおそれを発見した場合には、その確証がないときであっても速やかに通告しなければならないことについて、改めて学校等への周知を要請しているが、小・中学校におけるその後の速やかな通告の実施状況については、点検・確認を行っていない。</p> <p>イ 早期発見に係る広報・啓発 児童相談所全国共通ダイヤルのアナウンスの中には連絡者や連絡内容に関する秘密が守られる旨のコメントが入っていない。また、都道府県等が作成しているリーフレット等の中には連絡者や連絡内容に関する秘密が守られる旨の記載がないものがみられた。</p> <p>(3) 児童虐待の早期対応から保護・支援に係る取組状況 ア 児童相談所及び市町村における対応体制等 （ア）虐待対応件数等の報告 児童相談所及び市町村における虐待対応件数等の報告状況について都道府県等に確認したところ、適切な報告を行っているものはみられなかった。</p> <p>（イ）児童相談所及び市町村における対応体制 児童福祉司及び市町村担当者の資質向上のための対策等に関しては、①研修の機会が十分に確保されていないまま事案を担当せざるを得ない、②経験豊富な担当者の配置が少ない、③バーンアウト対策が十分とはいえない状況となっている。</p> <p>（ウ）児童相談所と市町村の役割分担 全 1,750 市町村のうち児童相談所との役割分担の取決めはないものが 1,253 市町村（71.6%）となっており、役割分担が明確になっていないことも原因となって児童相談</p>	

所の対応が遅れたと考えられる事例もみられた。

イ 安全確認の実施

調査した児童相談所及び市町村において安全確認までに3日以上要した事例も一部みられた。

当省の政策評価の途上で、厚生労働省は、児童虐待の通告のあった児童に対する安全確認の徹底を図るため、平成22年8月に通知を、9月には手引きを発出している。しかし、通知及び手引きは市町村を対象にしておらず、また、厚生労働省は、児童相談所におけるその後の安全確認の実施状況について、点検・確認を行っていない。

ウ 児童及び保護者に対する援助等

(ア) 一時保護所の整備

調査した一時保護所において、①年間の平均入所率が9割を超えるところ、②混合処遇を実施しているところ、③児童指導員として教員OB等が配置されていないところがみられた。

(イ) 保護者に対する援助

保護者への援助の結果、悪化・再発事例も一部発生しており、その原因は、①保護者の養育態度が改善されなかったものや、②アセスメント（調査）が不十分なものが多い。特に、児童相談所は、市町村に比べ①の割合が、悪化・再発いずれにおいても高い。児童福祉司及び市町村担当者は、保護者への援助に苦慮しており、効果的な保護者援助に資する保護者指導プログラムに関する情報を求めている。

また、援助指針等決定時や対応終了時に独自のアセスメントシートを利用している児童相談所及び市町村における悪化率、再発率は、利用していない児童相談所及び市町村に比べて低い。

当省の政策評価の途上で、「社会保障審議会児童部会児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会」において、家庭裁判所から都道府県知事に保護者指導の勧告を行う際に勧告の内容を保護者に伝達できるような対応を図ることについて検討すること等が提言されている。

(ウ) 児童相談所と児童養護施設等との連携

入所児童について児童相談所が作成する援助指針が児童養護施設等に提供されていない事例等がみられた。

(エ) 死亡事例等の検証

都道府県等において、過去に社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会（以下「事例検証委員会」という。）の検証結果で指摘された課題等と同様の指摘が都道府県等の検証結果でも指摘されているなど、過去の検証結果を活用できていないと考えられる状況がみられた。

エ 社会的養護体制の整備

(ア) 児童養護施設等の整備

子ども・子育て応援プラン（平成16年12月24日少子化社会対策会議決定）における小規模グループケア及び地域小規模児童養護施設の整備目標は達成されていない。

情緒障害児短期治療施設において、入所の対象となる児童や、児童に対するケアへの考え方が施設によって異なる状況がみられた。

(イ) 里親委託の推進

認定・登録された里親の約6割が未委託となっており、高齢化が一因であるとの意見が聞かれたが、厚生労働省は未委託里親の実態を把握していない。

また、里親等委託率の実績は、子ども・子育て応援プランの目標を下回っており、都道府県別にみると較差がみられた。

さらに、里親支援機関事業を実施した都道府県等における事業実施後の認定・登録里親数と里親等委託率は必ずしも伸びていない状況がみられた。

(4) 関係機関の連携状況

児童虐待が発生しているにもかかわらず、要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）における個別ケース検討会議及び実務者会議が1回も開催されていない市町村がみられた。

勸告	回答
<p>(1) 児童虐待の発生予防に係る取組の推進</p> <p>① 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を実施していない市町村並びに乳児家庭全戸訪問事業の訪問率が低調な市町村がみられる原因を分析した上で、必要な改善措置を講ずること。</p> <p style="text-align: right;">(厚生労働省)</p> <p>② 児童虐待の発生予防について、更なる効果的な取組を検討すること。</p> <p>ただし、厚生労働省は、妊娠・出産・育児期の児童の虐待の発生予防については、平成23年7月の通知</p> <p>(注) 発出後の地方公共団体における取組状況を踏まえ、発生予防の効果的な取組を検討すること。</p> <p style="text-align: right;">(文部科学省及び厚生労働省)</p> <p>(注) 「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について」(平成23年7月27日付け雇児総発0727第4号・雇児母発0727第3号、都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長及び母子保健課長通知)及び「妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について」(平成23年7月27日付け雇児総発0727第1号・雇児福発0727第1号・雇児母発0727第1号、都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、家庭福祉課長及び母子保健課長通知)。</p>	<p>(厚生労働省)</p> <p>① 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を実施していない、あるいは、乳児家庭全戸訪問事業が低調な原因を分析するため、平成24年2月から市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対して調査を実施している。現在、同調査結果を集計中であり、今後、これを踏まえて必要な措置を講ずることとしている。</p> <p>なお、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市(以下「都道府県等」という。)に対し、本政策評価結果を踏まえ、管内市町村において、乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業をいまだ実施していない場合は、その実施について管内市町村へ働きかけるよう、「児童虐待の防止等に関する政策評価(総務省統一性・総合性確保評価)について」(平成24年2月23日付け雇児総発0223第1号、雇児保発0223第1号、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、保育課長通知。以下「平成24年2月23日通知」という。)により要請した。</p> <p>(文部科学省)</p> <p>② 文部科学省に設置された「家庭教育支援の推進に関する検討委員会」が平成24年3月に取りまとめた報告書において、特に児童虐待防止の取組を強化することが社会的な課題となっており、その発生予防に資するよう親の学びの支援や孤立防止のためのつながりづくりを一層進めることが必要であるとの認識の下、親の育ちを応援する学習プログラムの充実、親子と地域のつながりをつくる取組の推進、支援のネットワークをつくる体制づくりに関する方策もその中で提言された。</p> <p>これを踏まえ、児童虐待等家庭をめぐる問題の複雑化等を背景に社会全体の協働による家庭教育支援の活性化を図ることを目的に、全国の地方公共団体の家庭教育支援担当者、家庭教育支援チーム、NPO、関係団体等が一堂に会する全国家庭教育支援研究協議会において、平成24年度は児童虐待の発生予防対策も含め、教育分野と福祉・保健分野が連携した家庭教育支援の更なる効果的な取組について検討することとしている。</p> <p>また、以下の取組 i)、ii)の必要性を地方公共団体、学校、NPO、家庭教育関係団体等を対象とする各種会議等において説明するとともに学校と地域人材の連携による課題を抱えた家庭への対応事例についても情報提供することにより、地方公共団体による児童虐待防止に資する取組を積極的に促していく。さらに、取組 i)、ii)について補助</p>

勸告	回答
	<p>事業により推進していく。</p> <p>i) 孤立防止のためのつながりづくりを一層進めるため、地域人材（主任児童委員や児童委員を含む。）を中心にきめ細やかな活動を組織的に行う仕組みとしての「家庭教育支援チーム」型の支援を推進する。</p> <p>ii) 子どもとのコミュニケーションや保護者が抱えるストレスへの対処方法等について、気づきや学び合いを促すための体験型やワークショップ形式の学習プログラムや講座を開発し、充実させる。</p> <p>さらに、中高生など将来親になる世代を対象に、乳幼児と触れあう機会の提供を図ったり、親になることや、子どもとの関わり方、自他の生命を大切にすることについて学べるようにするなど、児童虐待防止に資する取組を推進する。</p> <p>なお、上記検討委員会の報告書は、国のみならず地方公共団体の施策の指針ともなることから、平成24年4月に都道府県、指定都市及び中核市の教育委員会等に対して同報告書を送付するとともに、同報告書の趣旨を踏まえた家庭教育支援の取組の推進について依頼した。</p> <p>加えて、厚生労働省との連名による通知「児童委員・主任児童委員の積極的な活用による児童健全育成及び家庭教育支援施策の推進について（平成21年3月16日付け各都道府県・指定都市・中核市教育委員会及び民生主管部長等宛）」、「生徒指導、家庭教育支援及び児童健全育成に係る取組の積極的な相互連携について（平成22年9月16日付け各都道府県・指定都市・中核市教育委員会及び民生主管部長等宛）」により教育分野と福祉分野との相互連携を促し、教育分野や福祉分野の関係者を対象とした全国的な会議等において周知徹底を図っているところである。今後も厚生労働省との緊密な連携の下、児童虐待予防にも資する家庭教育支援の充実に取り組んでいく。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>死亡事例において、生後間もない子どもを始めとした乳幼児期の子どもが多くを占めている状況にあり、特に妊娠・出産・育児期の児童虐待の発生予防が重要である。このため、「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について」（平成23年7月27日付け雇児総発0727第4号・雇児母発0727第3号、都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長及び母子保健課長通知）及び「妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について」（平成23年7月27日付け雇児総発0727第1号・雇児福発0727第1号・雇児母発0727第1号、都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区宛て、</p>

勸告	回答
	<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、家庭福祉課長及び母子保健課長通知。以下「平成23年7月通知」という。)により、地方公共団体に対して取組を促しており、現在、通知発出後の地方公共団体における取組状況についての現状を調査している。</p> <p>今後は、同調査結果を取りまとめ、これも踏まえつつ、発生予防に係る更なる効果的な取組を検討の上、必要な措置を講ずることとしている。</p> <p>また、平成23年7月通知に基づく、妊娠期からの養育支援を特に必要とする家庭の把握と継続的な支援のための連携体制の整備及び管内市町村や医療機関等の関係機関への周知について、都道府県等に対し改めて平成24年2月23日通知により要請した。</p> <p>加えて、平成23年7月通知を踏まえた発生予防の取組である、妊娠等について悩みを抱える者が相談しやすい体制の早急な整備及び妊娠期からの養育支援を特に必要とする家庭の把握と継続的な支援のための連携体制の整備を推進するほか、妊娠期から養育についての支援が必要と認められる「特定妊婦」への支援、医療機関との積極的な連携による対応を図るとともに、近い将来親となる若年者に対する広報・啓発に取り組むよう都道府県、保健所設置市等に対し「『子どもの虐待による死亡事例等の検証結果等について（第8次報告）』を踏まえた対応について」（平成24年7月26日付け雇児総発0726第1号、雇児母発0726第1号、都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・母子保健課長通知。以下「平成24年7月26日通知」という。）により要請した。</p>
<p>(2) 児童虐待の早期発見に係る取組の推進</p> <p>ア 保育所及び小・中学校における取組の推進</p> <p>① 市町村に対し、保育所における速やかな通告を徹底するよう要請すること。 (厚生労働省)</p> <p>② 平成22年8月に発出した課長通知(注)を踏まえた小・中学校における児童虐待の通告の実施状況を把握し、その結果、速やかな通告の徹底が必要な場合には、その原因を分析した上で、速やかな</p>	<p>(厚生労働省)</p> <p>① 児童虐待の早期発見のため、保育所を利用している子どもの虐待が疑われる場合には、保育所において市町村又は児童相談所への速やかな通告を徹底することを管内市町村及び保育関係者へ周知するよう、都道府県等に対し平成24年2月23日通知により要請した。</p> <p>(文部科学省)</p> <p>② 平成24年1月に都道府県教育委員会教育長等に対し、本勧告の指摘事項を示し、児童虐待の疑いがある場合には、確証がないときであっても速やかな通告をすること等について一層の周知徹底を図るよう通知した(平成24年1月30日付け各都道府県教育委員会教育長等宛て文部科学省生涯学習政策局長通知)。</p>

勸告	回答
<p>通告の徹底方策を検討すること。 (文部科学省)</p> <p>(注) 「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の対応の徹底について(通知)」(平成22年8月13日付け22初児生第20号、都道府県教育委員会担当課長、各指定都市教育委員会担当課長、都道府県私立学校主管課長、附属学校を置く各国立大学法人学長宛て、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知)。</p>	<p>また、同年3月にも、学校現場における通告を一層推進するため、一般的な主観により児童虐待が認められるであろうという場合は通告義務が生じること、児童虐待に係る保護者等への対応は児童相談所等と連携して行うこと、保護者との関係悪化を懸念して通告をためらわないこと等通告を行う際の留意事項を示した(平成24年3月29日付け各都道府県教育委員会教育長等宛て文部科学副大臣通知)。</p> <p>さらに、同年3月、各都道府県教育委員会等に対して、小・中学校における児童虐待の通告の実施状況に関する調査を実施し、現在、同調査結果について取りまとめているところである。今後、同調査結果により状況を把握した結果、速やかな通告の徹底が必要な場合には、その原因を分析した上で、速やかな通告の徹底方策を検討してまいりたい。</p>
<p>イ 早期発見に係る広報・啓発の充実</p> <p>児童相談所全国共通ダイヤルのアナウンスに、連絡者や連絡内容に関する秘密が守られる旨のコメントを入れること。</p> <p>また、都道府県等及び市町村に対し、広報・啓発媒体に、連絡者や連絡内容に関する秘密は守られる旨の記載をするよう要請すること。 (厚生労働省)</p>	<p>(厚生労働省)</p> <p>全国共通ダイヤルのアナウンスに、連絡者や連絡内容に関する秘密が守られる旨のコメントを入れるため調整中である。</p> <p>また、広報・啓発媒体の作成に当たっては、通告者や通告内容の秘密は守られる旨明記することを児童相談所及び管内市町村に周知するよう、都道府県等に対し平成24年2月23日通知及び平成24年7月26日通知により要請した。</p>
<p>(3) 児童虐待の早期対応から保護・支援に係る取組の推進</p> <p>ア 児童相談所及び市町村における担当者の資質の向上等</p> <p>(7) 虐待対応件数の適切な把握・公表</p> <p>都道府県等から虐待対応件数等の報告に誤りが生じないよう、記入要領等を見直すこと等により的確な虐待対応件数等を把握・公表すること。 (厚生労働省)</p> <p>(イ) 児童福祉司及び市町村担当者の資質の向上</p> <p>都道府県等及び市町村に対し、児童福祉司及び市町村担当者の十分な研修の機会の確保、必要な経験年数を踏まえた人員配置及びバーンアウト対策の推進を要</p>	<p>(厚生労働省)</p> <p>現在、調査要領等の見直しの検討を行っており、平成24年度末に都道府県等に対して調査依頼を行う予定としている25年度実績の調査へ反映させる予定である。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>児童福祉司の積極的な配置のほか、児童福祉司及び市町村担当者の十分な研修機会の確保、必要な経験年数を踏まえた人員配置及びバーンアウト対策の推進について、平成24年2月23日通知により要請した。</p> <p>また、都道府県等に対し、新任時の研修について最低限盛</p>

勸告	回答
<p>請すること。 (厚生労働省)</p> <p>(ウ) 児童相談所と市町村の役割分担の明確化 都道府県等及び市町村に対し、児童相談所と市町村の役割分担についての具体例を示し、役割分担の文書による取決めを行うよう要請するなどにより、役割分担の明確化を推進すること。 (厚生労働省)</p>	<p>り込むべき研修の内容や実施方法について示した「児童相談所及び市町村の職員研修の充実について」(平成24年2月23日付け雇児総発0223第2号、都道府県、指定都市、児童相談所設置市宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)を発出し、計画的な研修の実施を要請した。</p> <p>(厚生労働省) 児童相談所と市町村の役割分担については、両者の認識の共有や連携体制の協議を行い、役割分担の明確化を図るよう、児童相談所へ指導するとともに管内市町村へ要請するよう、都道府県等に対し平成24年2月23日通知により要請した。 また、児童相談所と市町村がそれぞれ虐待相談の窓口を担う上で、双方の対応の漏れを防ぎ、事例の進展に応じて円滑にケースを移管できるよう、役割分担の基準の策定について配慮することを都道府県、保健所設置市等に対し平成24年7月26日通知により要請した。</p>
<p>イ 速やかな安全確認の実施</p> <p>① 平成22年8月に発出した課長通知及び同年9月に発出した「虐待通告のあった児童の安全確認の手引き」を踏まえた児童相談所における安全確認の実施状況を把握し、その結果、いまだ速やかな安全確認がなされていない場合は、その原因を分析した上で、速やかな安全確認の徹底方策を検討すること。</p> <p>② 市町村に対し、速やかな安全確認の実施を徹底するよう要請すること。 (以上、厚生労働省)</p>	<p>(厚生労働省)</p> <p>① 速やかな安全確認の実施については、平成24年1月以降に開催した全国厚生労働関係部局長会議(平成24年1月20日)、全国児童相談所長会議(平成24年3月14日)等において、目視による安全確認の徹底、臨検・捜索も視野に入れた立入調査や一時保護の実施、虐待者本人との面接を含めた家族全体の調査・診断・判定の実施、関係機関等との情報共有などについて適切な対応を行うよう、都道府県等に対し改めて要請した。 今後、児童相談所等の体制整備に関する調査において、各児童相談所における安全確認に関するルールへの対応状況について調査することを検討中である。</p> <p>② 平成24年1月以降に開催した全国厚生労働関係部局長会議、全国児童相談所長会議等において、目視による安全確認の徹底や虐待者本人との面接を含めた家族全体の調査・診断・判定の実施、関係機関等との情報共有などについて、適切な対応を行うことを管内市町村に要請するよう、都道府県等に対し改めて要請した。 また、速やかな安全確認に向けた体制を整備するとともに、対応に苦慮した場合、児童相談所その他の関係機関と連携して対応する方法を検討することを管内市町村に要請するよう、都道府県等に対し平成24年2月23日通知により要請した。</p>

勸告	回答
<p>ウ 児童及び保護者に対する援助等の充実・強化</p> <p>(7) 一時保護所の充実</p> <p>① 年間平均入所率が9割を超える一時保護所の解消方策及び混合処遇の改善の促進方策を検討すること。</p> <p>② 一時保護所における長期入所児童への教育・学習指導の機会を確保するため、一時保護所への教員OB等の配置の促進方策を検討すること。 (以上、厚生労働省)</p> <p>(4) 保護者に対する援助の充実強化</p> <p>① 保護者指導プログラムに関する情報の収集及び整理を進め、都道府県等及び市町村に対して情報提供を行うこと。 また、「社会保障審議会児童部会児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会」における提言も踏まえ、児童相談所が行う保護者に対する援助が効果を上げる方策を検討すること。</p> <p>② 都道府県等及び市町村に対し、児童相談所及び市町村が援助指針・方針の決定や対応終了の判断をする際には、保</p>	<p>(厚生労働省)</p> <p>① 平成23年度における一時保護所に関する調査結果も踏まえ、必要に応じて一時保護所の定員を増加させることや、適切な一時保護委託の実施により混合処遇の改善を図るよう各都道府県等に対して要請することを予定している。 なお、平成24年度から、児童相談所から一時保護委託を受ける里親等に対し、児童入所施設等措置費で新たに一時保護委託手当を支弁することとし、一時保護所の混雑軽減と混合処遇の改善に資する措置を講じた。</p> <p>② 平成23年度における一時保護所での教員OB等の配置状況に係る調査結果も踏まえ、教員OB等の配置促進を都道府県等に対して要請することを検討している。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>① 平成24年度中に全国の児童相談所に対して保護者指導プログラムの実態等について調査を実施し、その結果を踏まえ、都道府県等及び市町村への情報提供等の必要な取組を検討する予定である。 また、保護者の特徴に応じた適切なプログラムの選択に関する研究の実施について検討しているところである。 保護者に対する援助が効果を上げる方策については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第28条に基づく承認審判において、家庭裁判所から都道府県知事に対して行う保護者指導の勧告を保護者にも事実上伝達することとする運用の改善を図るため、平成24年3月に「児童相談所運営指針」（平成2年3月5日付け児発第133号、都道府県・指定都市・児童相談所設置市宛て、厚生省児童家庭局長通知）を改正し、児童相談所が家庭裁判所に対して勧告を求めるべきケースの事例、児童相談所から家庭裁判所に対して、家庭裁判所が勧告の内容を保護者に伝達するよう上申する手続きの方法や留意点等について示した。</p> <p>② 援助指針・方針の決定やケース終了の際の適切なアセスメントの実施、援助指針の定期的な見直しの徹底、「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」（平成20年3月14日付け雇児総発第0314001号、都道府</p>

勸告	回答
<p>護者及び児童に対する適切なアセスメント（調査）を実施するよう要請するとともに、児童虐待の状況について適切な判断を行うためのアセスメントシートを提示し、これを積極的に利用するよう要請すること。また、都道府県等及び市町村に対し、援助指針・方針の定期的な見直しの徹底を要請すること。</p> <p style="text-align: center;">（以上、厚生労働省）</p> <p>(ウ) 児童相談所と児童養護施設等との連携の推進</p> <p>都道府県等に対し、児童相談所から児童養護施設等への速やかな援助指針の提供を行うよう要請すること。</p> <p style="text-align: center;">（厚生労働省）</p> <p>(イ) 死亡事例等の検証結果の活用</p> <p>の促進</p> <p>都道府県等に対し、OJTや研修などに事例検証委員会が実施した死亡事例等の検証結果を踏まえたケーススタディを盛り込むよう要請するなど、事例検証委員会が実施した死亡事例等の検証結果の活用を促すこと。</p> <p style="text-align: center;">（厚生労働省）</p>	<p>県・指定都市・児童相談所設置市宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）別表（家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト）の積極的な活用及びこれらの管内市町村への要請について都道府県等に対し平成24年2月23日通知により要請した。</p> <p>また、地方公共団体が作成しているアセスメントシートを含む虐待対応マニュアルを収集し、このうち参考となる事例について都道府県等に対して情報提供を行うことを検討している。</p> <p style="text-align: center;">（厚生労働省）</p> <p>入所児童に関する援助指針は児童相談所から児童養護施設等へ速やかに提供するよう、都道府県等に対し平成24年2月23日通知により要請した。</p> <p style="text-align: center;">（厚生労働省）</p> <p>都道府県等において児童福祉司及び市町村担当者向けの研修を実施するに当たっては、検証結果を踏まえたケーススタディを盛り込むなどして検証結果を活用するよう、都道府県等に対し平成24年2月23日通知及び平成24年7月26日通知により要請した。</p>
<p>エ 社会的養護体制の整備の推進</p> <p>(7) 児童養護施設等の整備の推進</p> <p>① 児童養護施設等の小規模化について、目標が達成されていない要因を分析し、その促進方策を検討すること。</p>	<p style="text-align: center;">（厚生労働省）</p> <p>① 児童養護施設の小規模化の推進については、平成23年7月に「社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会」で取りまとめた「社会的養護の課題と将来像」に、小規模化の促進方策として、人員配置基準の見直しのほか、職員の力量の向上のための研修の充実等を盛り込んでおり、これに沿って取組を進めている。</p> <p>なお、その第一段階として、平成24年度予算においては、全ての小規模グループケアに管理宿直等職員を配置できるようにしたり、賃貸物件を活用して実施する場合に、賃借料を月額10万円まで措置費に算定できるようにするとともに、現行、例えば児童養護施設（小学生以上）6：1の配</p>

勸告	回答
<p>② 入所児童に占める被虐待児童の割合の増加を踏まえ、情緒障害児短期治療施設の在り方を明確にすること。 (以上、厚生労働省)</p> <p>(イ) 里親委託の推進 里親の普及及び委託を促進するため、里親等委託率の低い都道府県におけるその理由や未委託里親の実態等の分析を行った上で、里親支援機関事業の効果的な実施の在り方について検討すること。 (厚生労働省)</p>	<p>置を5.5:1とするなど、基本的な人員配置を30数年ぶりに引き上げた。</p> <p>② 平成24年3月に情緒障害児短期治療施設の施設運営指針を策定し、当該施設は、「心理的困難や苦しみを抱え日常生活の多岐にわたり生きづらさを感じて心理治療を必要とする子どもたちを入所又は通所させて治療を行う施設である。入所治療は原則として数か月から2～3年程度の期間とし、家庭復帰、児童養護施設などへの措置変更を行い、通所、アフターケアとしての外来治療を行いながら地域で生活していくことを支援していく。」といった運営理念とともに、96項目の指針を示し、情緒障害児短期治療施設の在り方を明確にした。</p> <p>(厚生労働省) 都道府県等に対する里親委託が進まない理由についてのアンケート調査や里親委託率を大きく伸ばした都道府県等の取組内容についての調査の結果等を踏まえ、平成24年3月に、児童相談所運営指針及び里親委託ガイドラインを改正し、里親支援の取組内容、体制整備について都道府県等に示し、積極的な取組を促している。</p> <p>また、里親支援機関事業についても、平成24年3月に実施要綱を改正し、児童相談所、乳児院等の施設及び里親との連携を図りつつ、施設から里親への子どもの委託を総合的に推進するための里親委託等推進委員会を都道府県単位及び児童相談所単位で設置することを明確にした。</p>
<p>(4) 関係機関の連携強化 要対協(注)の個別ケース検討会議及び実務者会議の機能が適切に発揮されるような運営方を検討し、市町村に対し、個別ケース検討会議及び実務者会議の活性化を図るよう要請すること。 (厚生労働省) (注) 要保護児童対策地域協議会。</p>	<p>(厚生労働省) 個別ケース検討会議及び実務者会議について、管内市町村における好事例を収集し情報提供するなどして、管内市町村に両会議の活性化を図ることを要請するよう、都道府県等に対し平成24年2月23日通知により要請した。</p> <p>また、要保護児童対策地域協議会(以下「要対協」という。)の機能強化のため、管内市町村に調整機関の会議運営能力やケースをアセスメントする専門性の確保及び業務量に相当する人員配置等の体制整備に努めることを要請するよう、都道府県、保健所設置市等に対し平成24年7月26日通知により要請した。</p> <p>さらに、平成24年1月から3月までにかけて、当省アフターサービス推進室において、要対協を積極的に活用している地方公共団体に対し、効果的に運用するための方法や工夫点の調査を実施し、現在、同調査結果を取りまとめているところであり、これを踏まえて地方公共団体に情報提供することとしている。</p>